項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3　確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二　授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を確認大学等に届け出るものとする。

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一　日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなった者を除く。）。

二　日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

三　［略］

四　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

五　［略］

六　第十一条第八項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

七　確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等に提出しないとき。

八　確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に対し行わないとき。

九　前八号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号又は同項第二号に該当する者　日本国籍を有することとなったとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二　前項第三号に該当する者　確認大学等から復学を認められたとき。

三　前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの　当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月）を経過したとき。

四　前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの　当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

五　前項第五号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

六　前項第六号に該当する者　減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

［項を加える。］

［条を加える。］

（認定の効力の停止等）

第十八条　［同上］

［号を加える。］

一　［同上］

二　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

三　［同上］

四　第十一条第六項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　［同上］

［号を加える。］

一　前項第一号に該当する者　確認大学等から復学を認められたとき。

二　前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの　当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月）を経過したとき。

三　前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの　当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四　前項第三号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

五　前項第四号に該当する者　減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。